

オンライン研修

研修項目

令和6年分所得税の確定申告について

講師：個人課税第一部門統括官 縄本健二

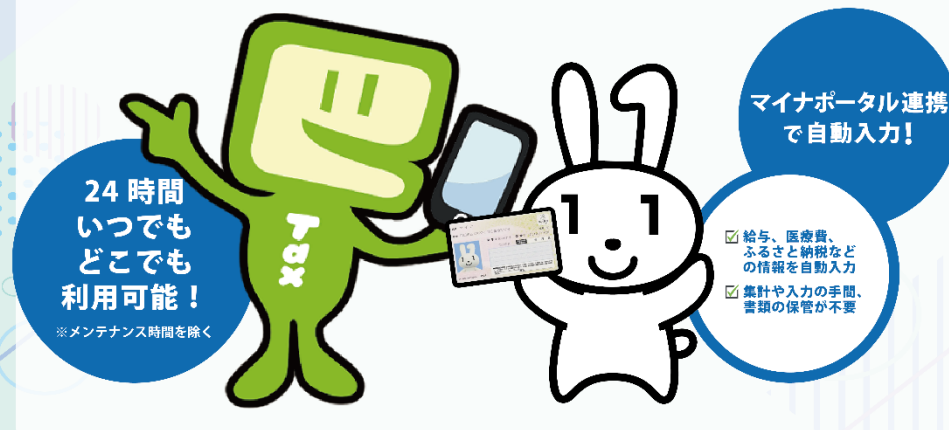
法人課税第一部門統括官 国重由紀



約 **7** 割の方が利用しています

確定申告は 自動入力できる **e-Tax** で!

スマホとマイナンバーカードでもっと便利に!



24時間
いつでも
どこでも
利用可能!

※メンテナンス時間を除く

マイナポータル連携
で自動入力!

- ☑ 給与、医療費、ふるさと納税などの情報を自動入力
- ☑ 集計や入力の手間、書類の保管が不要

e-Tax で確定申告をされる方へのサポート



動画で見る確定申告

申告書の作成手順を
動画でご案内しています。



税務職員ふたば



ご質問はこちら

確定申告に関するご質問に
チャットボットがお答えします。

申告
期限

所得税および
復興特別所得税・贈与税 **令和 7年 3月 17日** (月) まで

消費税および
地方消費税 (個人事業者) **令和 7年 3月 31日** (月) まで

事業税・住民税 **令和 7年 3月 17日** (月) まで

- ・確定申告会場への入場には整理券が必要です。
※申告書等の提出のみの場合は、不要です。
- ・整理券は各会場で当日配付しますが、LINE を通じたオンライン事前発行も可能です。オンライン事前発行をする場合は、「国税庁 LINE 公式アカウント」を友だち追加してから手続を行ってください。

税務署・都道府県・市区町村

携帯電話のご利用マナーにご協力ください。また、歩きスマホはご遠慮ください。

詳しくは、国税庁 HP をご覧ください。

確定申告



書かない✂️確定申告 マイナンバーカードでe-Tax

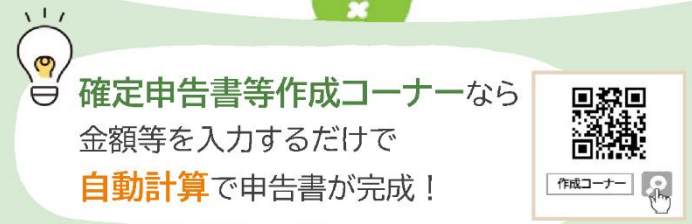
いつでも どこでも
初めてでも 安心♪

スマホで
サクッと♪

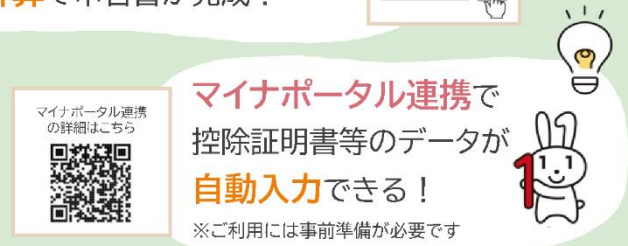
すでに
約 **70%** の方が
e-Taxで
申告しています!!



💡 確定申告書等作成コーナーなら
金額等を入力するだけで
自動計算で申告書が完成!

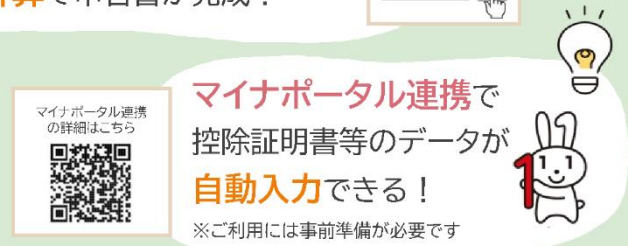


マイナポータル連携
の詳細はこちら



💡 **マイナポータル連携**で
控除証明書等のデータが
自動入力できる!

※ご利用には事前準備が必要です



💡 e-Taxの5つのメリット

- 自宅から
申告可能**

- 確定申告期間
24時間利用可能**

※メンテナンス時間を除きます
- 申告書が
データで取得可能**

- 添付書類
提出不要**

※一部の書類を除きます
- 早期還付
(3週間程度で還付)**

書面提出の場合は、
1か月～1か月半程度で還付

確定申告書等作成コーナーのご利用に当たって

作成できる申告書等

- ・ 所得税の申告書
- ・ 消費税の申告書
- ・ 青色申告決算書・収支内訳書
- ・ 贈与税の申告書



令和7年1月から
所得税のすべての画面が
スマホで
見やすくなります♪

e-Taxに必要なもの

- ✓ **マイナンバーカード**
※マイナンバーカード及び電子証明書の有効期限にご注意ください
- ✓ **マイナンバーカード読取対応のスマホ**
(又はICカードリーダライタ)
- ✓ **マイナンバーカードのパスワード2つ**
 - ① 署名用電子証明書のパスワード
(英数字6~16文字)
 - ② 利用者証明用電子証明書のパスワード
(数字4桁)

スマホに
マイナポータルアプリ
をインストール



パスワードを忘れた場合やロックされた場合の
対処法については、公的個人認証サービスの
ポータルサイトをご確認ください。



令和7年1月からe-Taxがスマホ用電子証明書に対応！

- **マイナンバーカードをスマホで読み取らなくても、申告書の作成・e-Tax送信ができるようになります！**
- **利用者証明用電子証明書のパスワードはスマホの生体認証機能を利用できます！**
(機種によって異なります)

Android™のみ対応しています

※ご利用には、スマホでマイナポータルから
スマホ用電子証明書の利用申請・登録をする
必要があります。

スマホ用電子証明書
について詳しくはこちら



読取不要



申告に困ったときは

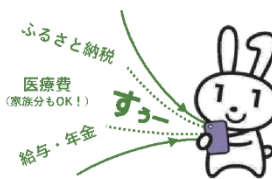
- ▶ **動画で見る確定申告**
確定申告書等作成コーナーの
操作方法などを動画でご案内



- ▶ **チャットボット「ふたば」**
ご質問したいことをメニューから
選択するか、入力いただくと
「税務職員ふたば」(AI)が回答



確定申告は マイナポータル連携で 自動入力

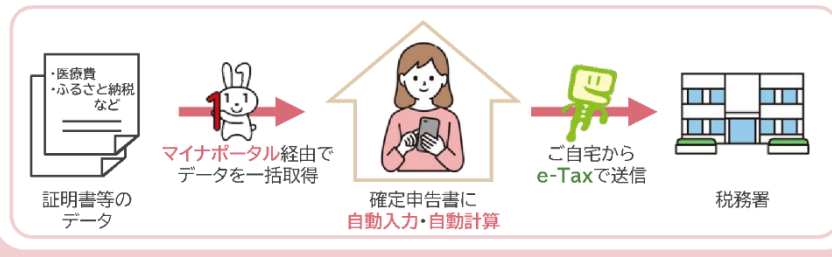


一度ご利用いただくとそのメリットを実感！翌年以降はさらに便利に♪

マイナポータル連携のメリット

- ✓ 医療費の領収書等の収集や集計が不要
- ✓ 確定申告書の該当項目へ自動入力
- ✓ 作成した確定申告書をe-Taxで送信
- ✓ 書類の管理・保管が不要

＼ 利用した方から驚きの声！ ／



マイナポータル連携の対象はこちら


収入関係	控除関係
<ul style="list-style-type: none"> ● 給与所得の源泉徴収票※ ● 公的年金等の源泉徴収票 ● 株式の特定口座年間取引報告書 	<ul style="list-style-type: none"> ● 医療費 ● ふるさと納税 ● 社会保険(国民年金保険料・国民年金基金掛金) ● 生命保険 ● 地震保険 ● iDeCo(個人型確定拠出年金) ● 小規模企業共済掛金 ● 住宅ローン控除関係

※「給与所得の源泉徴収票」の情報が自動入力の対象になるためには、お勤め先(給与等の支払者)が税務署にe-Taxで給与所得の源泉徴収票を提出していること等の要件があります。



マイナポータル連携を利用するための事前準備は裏面をご確認ください

マイナポータル連携を利用するための事前準備

 手続に時間がかかる場合がありますので、お早めの準備をお願いします

必要なもの

- ✓ マイナンバーカード
- ✓ マイナンバーカード読取対応のスマホ
- ✓ マイナンバーカードのパスワード2つ



- ① 署名用電子証明書のパスワード(英数字6~16文字)
- ② 利用者証明用電子証明書のパスワード(数字4桁)

パスワードを忘れた場合やロックされた場合の対処法については、公的個人認証サービスのポータルサイトをご確認ください。



準備手順



STEP1

- ✓ **マイナポータルで利用者登録**
すでにマイナポータルで利用者登録済みの方はログインします



STEP2

- ✓ 「確定申告の事前準備」ページで取得したい証明書等を選択
証明書等の種類や証明書等を発行する発行元を選択します



STEP3

- ✓ **マイナポータルとe-Tax・民間送達サービス・ねんきんネットを連携**
マイナポータルとe-Taxを連携した上で、取得したい証明書等の種類に応じて、マイナポータルと民間送達サービス、ねんきんネットを連携します

STEP4

- ✓ **民間送達サービスと証明書等を発行する企業との連携**
 - 1 証明書等の電子交付サービスの利用者登録や電子交付への同意
※ 手続完了までに数日かかる場合があります
 - 2 企業連携の実施
民間送達サービスと証明書等を発行する企業を連携します

STEP5

- ✓ **e-Taxのマイページで情報取得希望の登録**
給与所得の源泉徴収票情報等を確定申告書に自動入力する場合には、e-Taxのマイページで情報取得を希望する旨の登録や、マイナンバーの提供等が必要です



事前準備が完了したら、確定申告書の作成を開始！
確定申告書等作成コーナーからマイナンバーカードでe-Tax！



令和6年分確定申告特集

所得税・贈与税の
申告・納付は

令和7年

3月17日(月)まで

個人事業者の消費税等
の申告・納付は

令和7年

3月31日(月)まで

[納付の期限等について、詳しくはこちら\(PDF/1.58MB\)](#)



よく見られているページ



医療費控除を
受ける方へ

[申告方法の動画を見る](#)



住宅ローン控除を
受ける方へ

[申告方法の動画を見る](#)



ふるさと納税を
された方へ

[申告方法の動画を見る](#)



動画で見る
確定申告



トピックス



スマホとマイナンバー
カードでe-Tax!



マイナポータル連携で
自動入力!



使ってみると便利です!
キャッシュレス納付!

確定申告情報

確定申告書等を作成する
[確定申告書等作成コーナーはこちら](#)

申告の流れ・申告が必要な方
[インボイス発行事業者の登録を受けた方もこちらをご覧ください](#)

申告の準備に関する
情報を見る

確定申告に関する
疑問を調べる

ケース別の情報を見る

こんな収入の
申告漏れにご注意

税金の納付や還付手続

確定申告に関する
その他の情報を見る

[国税庁ホームページ](#)

[ご意見・ご要望](#)

[リンク設定](#)

[サイトマップ](#)



振替納税のメリット



1 簡単!

- ・初回のみ「振替依頼書」を提出するだけ!
- ・毎年継続して利用可能!

2 便利!

- ・振替日に預貯金口座から自動で引き落とし!
 - ・納付を忘れる心配なし!
- ※残高不足等で引き落としができない場合は、納期限の翌日から納付日まで延滞税がかかる場合があります。

利用方法

- ✓ 提出物 | 預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書(振替依頼書)
- ✓ 提出方法 | ●オンライン(e-Tax)で所轄の税務署へ提出する **おすすめ!**
●書面で所轄の税務署又は金融機関へ提出する
- ✓ 提出期限 | 申告所得税及び復興特別所得税 → **令和7年3月17日(月)**
消費税及び地方消費税(個人事業者) → **令和7年3月31日(月)**

振替納税についてはこちら



オンライン(e-Tax)での提出方法についてはこちら



ほかにもあります! 簡単・便利なキャッシュレス納付

- ダイレクト納付(e-Taxによる口座振替)
- インターネットバンキングによる納付
- クレジットカード納付
- スマホアプリ納付



納付書がなくても納付できるんだね!!



キャッシュレス納付についてはこちら



納税が困難な方には猶予制度があります

期限内に納付できない事情がある場合には、申請により猶予が認められることがありますので、お早めに所轄の税務署の徴収担当にご相談ください。

詳しくは、国税庁ホームページへ




税務署 電話受付時間 8:30~17:00(土日祝除く)

国税庁ホームページでは、確定申告についての情報を掲載しておりますので、是非ご覧ください。



納付の期限等のお知らせ

	申告所得税及び復興特別所得税	消費税及び地方消費税(個人事業者)
納期限 納付の期限	令和7年 3月17日 (月)	令和7年 3月31日 (月)
振替日 振替納税をご利用の場合	令和7年 4月23日 (水)	令和7年 4月30日 (水)
延納分 延納をご利用の場合 <small>※納期限と振替日は同じです。</small>	令和7年 6月2日 (月)	CHECK!! 

注意 申告書提出後に、税務署から納付のお知らせや納付書の送付はありません。

納付額のメモにご利用ください

円	円

納付は納付書のいらない
簡単・便利な **振替納税** を
ご利用ください!

振替納税の利用方法やその他の
キャッシュレス納付方法は

裏面へ!!



既に振替納税を利用されている方へ

- 振替日の前日までに預貯金残高や振替日に振替納税口座から他の公共料金等の引落し予定がないか等を必ずご確認ください。
- 残高不足等で引き落としができない場合は、納期限の翌日から納付日まで延滞税がかかる場合があります。
- 転居等により所轄税務署が変わった場合は、「振替継続希望」欄に○を記入した申告書の提出又は新たに振替納税の手続を行ってください。

申告所得税及び復興特別所得税には **延納** がご利用できます

所得税確定申告分について、一括納付が困難な場合には、延納制度を利用し、2回に分けて納付することができます。

- | | | |
|------------|--|--------------------|
| 1回目 | 令和7年3月17日(月)まで
(振替納税利用の場合:令和7年4月23日(水)) | ……納付すべき税額の2分の1以上納付 |
| 2回目 | 令和7年6月2日(月) | ……残りの税額の納付 |

※ 延納期間中は利子税がかかる場合があります。



延納についてはこちら

国税の納付は

スマホで スマートに

スマホアプリ納付の
詳しい情報はこちらから



イータス

7つのPay払い(〇〇ペイ)から
納付手続きが行えます！



✓ **事前手続き不要！**

✓ **いつでもできる！
場所を選ばず
どこでもできる！**

「国税スマートフォン
決済専用サイト」に
アクセス！

Pay 払い(〇〇ペイ)
を選択し、画面の表示
に従って手続き！

留意点

- アカウント残高を利用した支払い方法のみ利用可能なため、事前に利用する Pay 払い(〇〇ペイ)へのアカウント登録及び残高へのチャージが必要です。
 - 原則として、全ての税目で納付が可能です。ただし、印紙を貼り付けて納付する場合等、ご利用できない税目があります。
 - 納付しようとする金額が30万円以下の場合に利用することができます。
 - ※ 利用する Pay 払い(〇〇ペイ)で設定された上限金額により、利用可能な金額が制限される場合があります。
 - 領収証書は発行されません。
 - ※ 領収証書が必要な方は、金融機関や税務署の窓口で納付してください。
- なお、「納付手続の完了」画面で「納付内容をダウンロード」していただくか、「納付情報の入力」画面でメールアドレスを登録し、納付手続完了メールを受信することで、納付内容を確認することができます。

詳しくは、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)をご覧ください。


確定申告会場への来場を検討されている方へ

申告会場では、ご自身でのスマホ操作による 申告書の作成をお願いします。

ご利用に係るパケット通信料等はご自身の負担となりますので、予めご了承ください。

確定申告会場への入場には「入場整理券」が必要です

- ✓ 会場内の混雑緩和のため、確定申告会場への入場には、時間枠が指定された「**入場整理券**」が必要です（作成済申告書の提出のみであれば不要です）
- ✓ 入場整理券は**各会場**で**当日配付**しますが、**LINEを通じたオンライン事前発行**も可能です



LINE公式アカウント

※ LINEのホーム画面で「国税庁」または「@kokuzei」と検索しても友だちに追加できます。

LINEアプリから国税庁LINE公式アカウントを友だち追加

「トーク」画面から「確定申告相談の申込（個人の方）」を選択

※ 入場整理券の配付状況に応じて、**後日の来場をお願いする**場合があります。
※ 当日の配付状況は、国税庁ホームページから確認できます。

国税庁

確定申告相談の申込

2月 2024

2024-02-16

09:30～10:00 (残り10席)

申込番号 01421716

※申告会場への入場時には、この画面を確認します。この画面を確認できない場合は、入場券を配付させていただきますのでご注意ください。
※申し込みたい日時に変更する場合は、必ず変更を完了してください。

入場時にはこの画面をご提示ください

相談当日は必要な書類をご準備ください

- ✓ **マイナポータル連携**で源泉徴収票・控除証明書等のデータが**自動入力**できます
※ご利用には事前準備が必要です



マイナポータル連携の詳細はこちら

- 入力に必要な主な書類（例）

給与所得がある方	源泉徴収票
公的年金がある方	源泉徴収票
事業・農業・不動産所得がある方	収入金額や必要経費の金額が分かる書類（青色申告決算書・収支内訳書）
株式等の譲渡所得がある方	特定口座年間取引報告書 等
医療費控除を受けられる方	医療費控除の明細書、医療費のお知らせ
住宅借入金等特別控除を受けられる方	土地等の登記事項証明書、売買（請負）契約書、借入金年末残高証明書 等
寄附金控除を受けられる方	政党等寄附金特別控除の証明書 等
雑損控除を受けられる方	被災した住宅、家財等の損失額の計算書、災害関連支出に係る領収書 等

※申告内容によって計算等に必要書類が異なりますのでご注意ください。

令和 6 年 2 月 17 日 令和 06 年分の 所得税及び復興特別所得税の確定申告書 FA2204

納税地 ○○市△△町×××× 氏名 国税 太郎

フリガナ コグセイ タロウ

住所 ○○市△△町×××× 氏名 国税 太郎

フリガナ コグセイ タロウ

職業 同上 勤務先 ○○小売業 国税商店 本人

収入金額等	所得金額等	所得から差し引かれる金額	税	金	の	計	算	の	他
事業所得 2 40572600	事業所得 1 5367200	社会保険料控除 13 1380912	課税される所得金額 3370000	配当控除 92 8000	控除される所得金額 246500	源泉徴収税額 50 12252	申告前控除 51 94400	公的年金等以外の所得金額 8170400	配当控除 92 8000
不動態産 2 2257000	不動産 3 1279200	小規模企業等貸付金等 14 180000	上の項に対する税額又は前項の税 246500	給与所得等 1 1920500	復興特別所得税 46 2194	申告前控除 52 91200	配当等の合計所得金額 1020000	青色申告特別控除額 93 550000	配当等の合計所得金額 1020000
給付金 1 1920500	配当 4 80000	生命保険料控除 15 40000	配当控除 92 8000	公的年金等 2 780100	所得控除の合計額 47 106694	控除後の所得金額 3200	所得控除の合計額 48 480000	青色申告特別控除額 93 550000	所得控除の合計額 48 480000
公的年金等 2 780100	雑所得 5 1264000	地震保険料控除 16 25000	所得控除の合計額 47 106694	雑所得 6 1264000	所得控除の合計額 48 480000	課税所得金額 00	所得控除の合計額 49 4195912	所得控除の合計額 49 4195912	課税所得金額 00
雑所得 6 1264000	総合課税一時金 11 180000	障害者控除 17 750000	課税所得金額 00	総合課税一時金 11 180000	課税所得金額 00	課税所得金額 00	課税所得金額 00	課税所得金額 00	課税所得金額 00
総合課税一時金 11 180000	社会保険料控除 13 1380912	扶養控除 23 960000	課税所得金額 00	社会保険料控除 13 1380912	課税所得金額 00	課税所得金額 00	課税所得金額 00	課税所得金額 00	課税所得金額 00
社会保険料控除 13 1380912	小規模企業等貸付金等 14 180000	基礎控除 24 480000	課税所得金額 00	小規模企業等貸付金等 14 180000	課税所得金額 00	課税所得金額 00	課税所得金額 00	課税所得金額 00	課税所得金額 00
小規模企業等貸付金等 14 180000	生命保険料控除 15 40000	婚姻控除 25 230000	課税所得金額 00	生命保険料控除 15 40000	課税所得金額 00	課税所得金額 00	課税所得金額 00	課税所得金額 00	課税所得金額 00
生命保険料控除 15 40000	地震保険料控除 16 25000	医療費控除 27 111400	課税所得金額 00	地震保険料控除 16 25000	課税所得金額 00	課税所得金額 00	課税所得金額 00	課税所得金額 00	課税所得金額 00
地震保険料控除 16 25000	障害者控除 17 750000	寄附金控除 28 263000	課税所得金額 00	障害者控除 17 750000	課税所得金額 00	課税所得金額 00	課税所得金額 00	課税所得金額 00	課税所得金額 00
障害者控除 17 750000	扶養控除 23 960000	合計 4800312	課税所得金額 00	扶養控除 23 960000	課税所得金額 00	課税所得金額 00	課税所得金額 00	課税所得金額 00	課税所得金額 00
扶養控除 23 960000	基礎控除 24 480000		課税所得金額 00	基礎控除 24 480000	課税所得金額 00	課税所得金額 00	課税所得金額 00	課税所得金額 00	課税所得金額 00
基礎控除 24 480000	婚姻控除 25 230000		課税所得金額 00	婚姻控除 25 230000	課税所得金額 00	課税所得金額 00	課税所得金額 00	課税所得金額 00	課税所得金額 00
婚姻控除 25 230000	医療費控除 27 111400		課税所得金額 00	医療費控除 27 111400	課税所得金額 00	課税所得金額 00	課税所得金額 00	課税所得金額 00	課税所得金額 00
医療費控除 27 111400	寄附金控除 28 263000		課税所得金額 00	寄附金控除 28 263000	課税所得金額 00	課税所得金額 00	課税所得金額 00	課税所得金額 00	課税所得金額 00
寄附金控除 28 263000	合計 4800312		課税所得金額 00	合計 4800312	課税所得金額 00	課税所得金額 00	課税所得金額 00	課税所得金額 00	課税所得金額 00

確定申告書には、マイナンバー（個人番号）を記入する必要があります。

《令和6年分特別税額控除（定額減税）の計算方法》

- 本人（合計所得金額1,805万円以下） 30,000円
- 同一生計配偶者 30,000円
- 扶養親族一人につき 30,000円

※1 合計所得金額1,805万円（給与収入2,000万円相当）超の方は、定額減税の適用を受けることができません。
 ※2 定額減税額が所得税額を超える場合には、その税額を限度として控除されます。

心算に税額控除額は必ず記入する必要があります

○給与所得の源泉徴収票

令和6年分 給与所得の源泉徴収票

支 払 を 受 け る 者	住 所 又 は 居 所	〒755-0031		(受給者番号)							
		山口県宇部市常盤町1-7-1		(役職名)							
				(フリガナ) コクゼイ タロウ							
				氏名 国税 太郎							
種 別	支払金額	給与所得控除後の金額 (調整控除後)	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額							
給与・賞与	内 5,545,747 円	3,995,200 円	1,686,173 円	44,300 円							
(源泉)控除対象配偶者の有無等	配偶者(特別)控除の有無等	控除対象扶養親族の数(配偶者を除く)			16歳未満扶養親族の数	障害者の数(本人を除く)	非居住者である親族の数				
有	老人	特 定	老 人	其 他	人	特 別	其 他	人			
○		人	人	人	1	人	人	人			
社会保険料等の金額		生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額							
内 776,173 円		50,000 円									
(摘要)											
源泉徴収時所得税減税控除済額 90,000円 控除外額 0円											
生命保険料の内訳	新生命保険料の金額	旧生命保険料の金額	介護医療保険料の金額	新個人年金保険料の金額	旧個人年金保険料の金額						
		140,061 円									
住宅借入金等特別控除の内訳	住宅借入金等特別控除適用数	居住開始年月日(1回目)	年 月 日	住宅借入金等特別控除区分(1回目)	住宅借入金等年末残高(1回目)						
	住宅借入金等特別控除可能額	居住開始年月日(2回目)	年 月 日	住宅借入金等特別控除区分(2回目)	住宅借入金等年末残高(2回目)						
(源泉・特別)控除対象配偶者	(フリガナ) 氏名	コクゼイ ハナコ	区分	配偶者の合計所得	国民年金保険料等の金額	旧長期障害者保険料の金額	所得金額調整控除額				
		国税 花子			基礎控除の額						
控 除 対 象 扶 養 親 族	(フリガナ) 氏名	区分	(フリガナ) 氏名	区分	16歳未満の扶養親族						
			コクゼイ ハルコ								
			国税 春子								
未 成 年 者	外国人	死亡退職	災害者	乙欄	本人が障害者	その他	寡婦	ひとり親	勤労学生	中途就・退職	受給者生年月日
										就職 退職 年 月 日	元号 年 月 日
										平成 04 04 05	
支 払 者	住所(居所)又は所在地	広島県広島市中区上八丁堀6-30									
	氏名又は名称	株式会社 広島商事 (電話)									

寄附金受領証明書

住所又は所在地 〒755-0031
山口県宇部市常盤町1-7-1

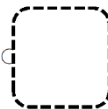
氏名又は名称等 国税 太郎 様

金 100,000 円

上記の金額を受領いたしました。

寄附日 令和6年11月28日

山口県 宇部市長 ○○ G



※ 本受領証明書は確定申告等の際、税金の控除に必要な書類となりますから、大切に保管してください。

(注1) 所得税の寄附金控除と住民税の寄附金税額控除の両方の適用を受けるためには、所得税の確定申告書の提出が必要です。確定申告書には本受領証明書を添付し、所轄の税務署へ確定申告書を提出してください。

(注2) 所得税の確定申告書を提出しない者及び給与所得者で年末調整を受けた者又は年金所得者で、住民税の寄附金税額控除の適用のみを受けようとする場合は、本受領証明書を寄附金を支払った年の翌年の1月1日現在お住いの市区町村へ提出し申告をしてください。

所得税 確定申告手続きのご案内



マイナポータル連携
の
事前準備

所得税 確定申告手続きのご案内



データの送信

e-Tax送信

所得税の確定申告書データを送信しますので、「送信する」ボタンをタップしてください。
その後、確認画面が表示されますので、「送信を実行する」ボタンをタップすると、所得税の確定申告書データが送信されます。

送信する



e-tax送信

確認

確定申告書データを送信しますが、よろしいですか。

※ 「送信を実行する」ボタンをタップした後は、操作せずにお待ちください。

(KC-MC2002)

送信を実行する

キャンセル



データの送信

送信完了

正常に送信が完了しました。

閉じる

送信準備へ戻る

送信結果の確認

送信結果の確認

以下の内容で所得税の確定申告書データが正常に送信されました。

提出先

京橋税務署

利用者識別番号

0000-0000-0000-0000

氏名又は名称

国税 太郎

受付番号

0000-0000-0000-0000-0000

受付日時

年分

令和5年分

種目

所得税及び復興特別所得税

所得金額

※所得金額は、申告第一表の所得金額欄の「合計」欄の金額を表示しています。

12,345,678,912

第3期分の税額 納める税金

123,456,789

「次へ」ボタンをタップして「送信票等の印刷」画面に進んでください。

次へ

申告書等送信票（兼送付書）等の確認

⚠ 税務署に提出が必要な書類がある場合がありますので、下の「申告書等を表示する」ボタンを押して必ずご確認ください。

i 申告書等を表示して、送信した申告内容を確認してください。

確認に当たっての留意事項

- プリンタをお持ちでない場合は、プリントサービス（有料）を利用して申告書等を印刷することもできます。

> コンビニプリントのご案内

申告書等を表示する

※：PDFファイルが表示されない場合は、タブボタンを押して別の画面に表示されていないが確認してください。

> 申告内容の訂正方法

次へ

送信後の作業のご案内

i これで申告書等の送信は完了しました。最後に、送信後の作業について確認してください。

送信後の作業

入力内容の保存

入力した内容を作成コーナー専用データ（.data形式）として保存します。保存した入力データは、翌年以降に申告書等を作成する場合に初回のみ有効です。

入力データのダウンロードページへ

添付書類の準備

添付する書類はありません。

引き続き他の申告書等を作成する

住所や氏名などの情報を引き継いで、他の年分の申告書や消費税、贈与税の申告書等を作成することができます。作成しない方は、「アンケートのお願い」へ進んでください。

他の申告書等を作成する

アンケートのお願い

作成コーナーの改善のため、アンケートにご協力ください。なお、アンケートへの回答は任意です。

アンケートへの回答ページへ

終了（トップ画面へ戻る）

[ホーム](#)[税の情報・手続・用紙▼](#)[刊行物等▼](#)[法令等▼](#)[お知らせ▼](#)[国税庁等について▼](#)

[ホーム](#) / [税の情報・手続・用紙](#) / [申告手続・用紙](#) / [令和7年1月からの申告書等の控えへの收受日付印の押なつについて](#)

令和7年1月からの申告書等の控えへの收受日付印の押なつについて

令和6年1月4日

令和6年11月22日更新

令和6年12月16日更新

(概要)

国税庁においては、納税者の利便性の向上等の観点から、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」を目指し、申告手続等のオンライン化、事務処理の電子化、押印の見直し等、国税に関する手続や業務の在り方の抜本的な見直し（税務行政のデジタル・トランスフォーメーション（DX））を進めているところです。

こうした中、e-Tax利用率は向上しており、今後もe-Taxの利用拡大が更に見込まれることや、DXの取組の進捗も踏まえ、国税に関する手続等の見直しの一環として、令和7年1月から、申告書等の控えに收受日付印の押なつを行わないこととしました。

※ 対象となる「申告書等」とは、国税に関する法律に基づく申告、申請、請求、届出その他の書類のほか、納税者の方が、他の法律の規定により、若しくは法律の規定によらずに国税庁、国税局（沖縄国税事務所を含む。）、税務署に提出される全ての文書をいいます。